

三 豊 市 監 査 委 員 告 示 第 5 号

平成24年度工事監査(随時)結果に関する報告に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長よりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年 6月26日

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 藤 田 公 正

三総総第 278 号
平成 24 年 6 月 15 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様
三豊市監査委員 藤田公正 様

三豊市長 横山 忠始
(公印省略)

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 24 年度工事監査(随時)結果に関する報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
水道局工務課	「平成２３年度三豊市水道事業配水管布設替等設計業務委託」において、検査時に当初の実施設計書が保管されていなかった。	今後、「三豊市文書管理規定」(平成１９年９月２８日三豊市訓令第２１号)第４０条関係別表第２における保存年限を遵守し３年間保管します。